三　法第七十条の六の十第十五項第三号の規定に該当するものとして同項の規定により相続税の免除を受けようとする場合　次に掲げる事項
イ　前号イ及びロに掲げる事項
ロ　特例事業相続人等が次項において準用する前条第二十三項各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別及びその該当することとなつた年月日
ハ　その他参考となるべき事項

21　前条第二十三項の規定は、法第七十条の六の十第十五項第三号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由について準用する。

22　法第七十条の六の十第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第七十条の六の十第十七項の申請書を提出する者の氏名及び住所
二　法第七十条の六の十第十七項の規定による相続税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする相続税の額及びその計算の明細
三　前号の免除が法第七十条の六の十第十七項各号のいずれに該当するかの別並びに同項各号に掲げる場合に該当することとなつた事情の詳細及びその事情が生じた年月日
四　その他参考となるべき事項

23　法第七十条の六の十第十七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
一　法第七十条の六の十第十七項第一号の規定に該当するものとして同項の規定により相続税の免除を受けようとする場合　次に掲げる書類
イ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
(1)　法第七十条の六の十第十七項第一号の一人の者に対して同号の譲渡等（譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。）をする場合　当該譲渡等があつたことを明らかにする書類、当該譲渡等を受けた者が施行令第四十条の七の十第二十九項において準用する施行令第四十条の七の八第三十三項各号に掲げる者に該当することを明らかにする書類並びにその者の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類
(2)　法第七十条の六の十第十七項第一号に規定する再生計画（(i)において「再生計画」という。）又は同号に規定する債務処理計画（(ii)において「債務処理計画」という。）を遂行するために同号の譲渡等をする場合　次に掲げる計画の区分に応じそれぞれ次に定める書類
(i)　再生計画　特例事業相続人等に係る再生計画（民事再生法第百七十四条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該再生計画の認可の決定があつたことを証する書類
(ii)　債務処理計画　特例事業相続人等に係る債務処理計画（当該債務処理計画に係る法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。）の写し及び当該債務処理計画が成立したことを証する書類
ロ　法第七十条の六の十第十七項第一号の譲渡等の直前における猶予中相続税額、同号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類
ハ　その他参考となるべき事項を記載した書類
二　法第七十条の六の十第十七項第二号の規定に該当するものとして同項の規定により相続税の免除を受けようとする場合　次に掲げる書類
イ　法第七十条の六の十第十七項第二号の特例事業相続人等について破産手続開始の決定があつたことを証する書類
ロ　法第七十条の六の十第十七項第二号イに掲げる猶予中相続税額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類
ハ　その他参考となるべき事項を記載した書類

24　法第七十条の六の十第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第七十条の六の十第十八項の申請書を提出する者の氏名及び住所
二　法第七十条の六の十第十八項の規定による相続税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする相続税の額及びその計算の明細
三　法第七十条の六の十第十八項各号に掲げる場合に該当することとなつた事情の詳細及びその事情が生じた年月日
四　法第七十条の六の十第十八項第一号イの譲渡等の対価の額
五　施行令第四十条の七の十第三十一項において準用する施行令第四十条の七の八第三十五項各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別及び当該各号に掲げる事由が生じることとなつた事情の詳細
六　その他参考となるべき事項

25　法第七十条の六の十第十八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　法第七十条の六の十第十八項第一号の譲渡等に係る契約書の写しその他の書類で同項各号のいずれに該当するかを証するもの
二　前項第四号の対価の額を証する書類
三　貸借対照表、損益計算書その他の書類で施行令第四十条の七の十第三十一項において準用する施行令第四十条の七の八第三十五項各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにするもの
四　法第七十条の六の十第十八項第一号の譲渡等又は同項第二号の事業の廃止の直前における猶予中相続税額、同項各号イに掲げる金額及び当該各号ロに掲げる合計額を記載した書類
五　その他参考となるべき事項を記載した書類

26　前条第三十項の規定は、法第七十条の六の十第二十一項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

27　前条第三十一項の規定は、法第七十条の六の十第二十一項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

28　前条第三十二項及び第三十三項の規定は、法第七十条の六の十第二十八項及び第二十九項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

第二十三条の九第四項第一号中「特定短時間労働者（」を削り、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条」を「同法第十二条第五号」に、「同条」を「同条第五号」に改め、「をいう。第三号において同じ。）」を削り、同項第三号中「特定短時間労働者」を「その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される同法第三条第一項第九号に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同項第九号に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者」に改め、同条第十一項中「（平成二十年法律第三十三号）」を削り、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号。以下第二十三条の十二の五までにおいて「円滑化省令」という。）」を「円滑化省令」に改め、同条第五十一項を同条第五十四項とし、同条第五十項を同条第五十三項とし、同条第四十九項中「、第三十一項」を「、第三十四項」に、「第四十五項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十八項中「第四十四項第四号」を「第四十七項第四号」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第四十七項を同条第五十項とし、同条第四十六項を同条第四十九項とし、同条第四十五項を同条第四十八項とし、同条第四十四項第四号イ中「同条第二項第八号ロに規定する」及び「（次条第四十項第四号イ及び第四十七項第一号イにおいて「特定資産」という。）」を削り、同項を同条第四十七項とし、同条第四十三項を同条第四十六項とし、同条第四十二項第一号中「第四十六項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十一項中「第四十五項第四号」を「第四十八項第四号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十項中「第四十五項第三号」を「第四十八項第三号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十九項中「第十六項